

## 議会の議決と教育長の不在について

黒田教育長が、この3月31日で退任し、以来、町の教育長は不在になりました。

教育長は、教育委員に選任された方々の中から互選されますが、黒田教育長の教育委員としての任期は、この3月31日まででした。このため、3月議会定例会に黒田教育長を教育委員として再任するための人事案件を上程いたしました。3月23日の本会議において「不同意」となりました。教育委員を選任する場合の判断基準は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、最も重視すべき要件は「①人格が高潔であること。②教育、学術及び文化に関し識見を有すること」であると規定されています。私は、当然この最重要視すべき要件とその他の必要条件を満たす候補者のうち、町の教育ビジョンを私と共有できる方を教育委員に任命したいと考えて、黒田教育長を選任する議案を提出しました。

議案には、それぞれに根拠があり、議会の審議もその根拠に基づいて行われるはずで

すが、3月23日の本会議の審議内容は、このような原則的な審議とは程遠いものでした。

このため、私は「提案する際に、私の説明が不足していたために議員各位に理解されなかつたのではないか」と考え、議会に対し「黒田教育長の任期が終わる前に臨時議会を招集して、黒田氏を任命する理由を詳細に説明し、同じ内容の人事案件を上程させていただきたい」旨を申し入れさせていただきました。この結果、3月28日に臨時議会が開かれましたので、「道半ばにある教育改革などの重要な課題を委ねることができないのは黒田教育長以外にはない」とことを丁寧に説明し、ご審議いただきましたが、3月23日と同じように本来的な質疑や討論がないまま「不同意」となりました。

この再任議案に反対した議員は、3月23日の議会定例会最終日と3月28日の臨時議会の審議とも同じで、増田剛士議員、杉本幸正議員、山内均議員、枝村和秋議員、増田宏胤議員、藤田和寿議員（副議長）、八木栄議員（議長）の7人でした。両日とも、採決の結果、「同意」と「不同意」が

た労力などと大変な差があることを強調しています。この発言は「黒田教育長が、新しい学習指導要領のもとで必要とされる労力と精神力と行動力を持ち合わせていない」と評しているからこそその発言です。しかし、なぜそのように評したかの説明はありませんでした。

また、藤田和寿議員は3月23日の審議において「また、教育を取り巻く環境は変化しております。今回の学習指導要領は平成24年度から全面实施となり、教育基本法などで明確になった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成する、改訂の基本的な考え方と変わりました。確かな学力、豊かな人間性、健康体力、そして生きる力と学習指導要領の理念が変化するように、吉田町の地方教育行政の事務の管理執行委任についても新しい変化と継承が必要であります」と述べ、教育長の人事刷新を求めました。

果たして、何を根拠に「黒田教育長は新学習指導要領についていけない」と判断されたのでしょうか。この点に通じる発言として藤田和寿議員は、3月28日の臨時議会で「私



町長からのメッセージ

## 議会の不同意の理由③ そのほかに

黒田教育長の教育委員再任議案の不同意理由として、次のような内容も審議の中で明らかにされました。

3月28日の審議の中の藤田和寿議員の発言ですが、「町が教育委員という形で任命される方が先ほどから町長が言われるように、要件を満たしてない方が拳がつてくることではない」ということは我々13人の議員は全員理解しております」と述べています。この発言は、黒田教育長が冒頭に

6対6の同数となったことから、最終的に八木栄議長が反対を表明し「不同意」が決まり、黒田教育長は3月31日をもって失職したわけでありません。

## 議会の不同意の理由① 76歳の年齢について

3月23日の審議において、枝村和秋議員は、真つ先に反対討論に立ちました。反対の理由は、民生委員や保護司や人権擁護委員を任用する際の国の基準の「75歳」という年齢要件を引き合いに出し、「教育委員の任命については年齢制限はないと思いますが、先に述べました各委員の年齢要件の理由に加えて体力的健康のことを考えまして、私は本案に反対いたします」というものでした。

しかし、これらの委員を選任する場合の年齢要件は、それぞれの職務内容を勘案してそれぞれに定められているものであり、一般的な目安として使われることを想定しているとは考えられないものです。実際に、教育委員の選任について年齢要件は設けられておりません。それにもかかわらず、終始、民生委員などの年



## 町長からのメッセージ 105

# 町長の議会だより

## 不同意とした説明について

これまで議会の審議内容の主要な論議を振り返ってみましたが、不同意理由として印象に残るのは「75歳を超えている年齢」、「10年を超える教育長在任期間」、「新学習指導要領への対応力不足の不安」、「子どもから高齢者までの教育への対応力不足の不安」などです。しかし、「年齢」と「長期在任」については、黒田教育長の個人としての実態を考察して客観的に結論付けなければならぬものであるはずですが、全く本来的な議論は行われませんでした。また、2つ挙げられた「対応力不足の不安」については、最重要視すべき要件の「②教育、学術及び文化に関し識見を有すること」にも関わりますが、藤田和寿議員が発言したように「議員全員が、当局が要件を満たしていない候補者を議案として挙げることはないと思っている」というのであれば不安を抱くことはないはず

です。結果として、今回の2度にわたる議会の結論は、「黒田教育長が町の教育委員を続ける

年齢要件を引き合いに出して反対されたことは誠に不可解なことでした。

また、藤田和寿議員も黒田教育長の健康について、「健康で体力に十分の自信があることは日々のご活躍から十分承知しておりますが」と前置きした上で、「今年77歳をお迎えになるお身体へのご負担が大変でございます」と、年齢を問題視する発言を行っています。

議会は、黒田教育長の健康状態や職務への適応性などの実態を把握されていたのでしょうか。もし、単に民生委員などの委員の例と比べて年齢を問題視したとすれば、大変乱暴な話です。

## 議会の不同意の理由② 新学習指導要領について

3月23日の審議において、山内均議員は「これから学習指導要領が変わり、ゆとり教育と言われた教育制度が変わり、平成24年度より教育界が大きな変革を迎えることとなります。これから大変な労力と精神力と行動力が必要となる時代が変わろうとしていきます。」と述べ、新しい学習指導要領のもとでは従来求められ

と町の教育が良くなることを期待できない」と断じたものと言えます。

今回の人事案件に係る議会の判断は、町の重要課題である教育行政の今後を決定付ける極めて重要なものでありましたが、その判断を導く過程において、本来的な議論も交わされず「なぜ黒田教育長が教育委員に再任されると町の教育行政にとって悪い結果につながる」と判断されたのか論理的な説明が欲しい」という欲求だけが募りました。

議会は、私が苦心<sup>こころづ</sup>して良案に仕上げた議案を否決できる大きな権限を持っていきます。しかし、議決の判断基準は、常に「町の利益、町民の利益に適切しているか、否か」でなければならず、特に反対する場合には、他人を得心させる説明を行うべきであるはずで、藤田和寿議員は、今回の教育委員の再任議案の不同意について「英断である」と述べておりますが、「何をもって黒田教育長の再任が町の利益、町民の利益にならないのか」納得できる説明があつてしかるべきだと考えますが、町民の皆さまはいかがでしょうか。